

平成30年第1回土幌町議会定例会

- 1 議事日程第2号 3月13日(火曜日)午前10時開会
- 日程番号1 会議録署名議員の指名
- 日程番号2 一般質問
- 1 加藤 宏一 議員
高齢者ドライバーに対する支援策について
 - 2 中村 貢 議員
平成30年度の予算編成について
 - 3 清水 秀雄 議員
生活保護基準の引き下げによる影響について
 - 4 秋間 紘一 議員
組織・職員・仕事の質の向上と「イクボス宣言」について
- 日程番号3 議案第13号 土幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案
- 日程番号4 議案第14号 土幌町ふるさと体験広場設置条例を廃止する条例案
- 日程番号5 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号6 議案第16号 報酬に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号7 議案第17号 土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程番号8 議案第18号 土幌町国民健康保険準備基金条例の一部を改正する条例案
- 日程番号9 議案第19号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 日程番号10 議案第20号 土幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案
- 日程番号11 議案第21号 土幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号12 議案第22号 土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案
- 日程番号13 議案第23号 土幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号14 議案第24号 土幌町国民健康保険病院事業条例の一部を改正する条例案
- 日程番号15 議案第25号 土幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程番号16 議案第26号 土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案
- 日程番号17 議案第27号 土幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

- 日程番号18 議案第28号 士幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 日程番号19 議案第29号 平成30年度士幌町一般会計予算
- 日程番号20 議案第30号 平成30年度士幌町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程番号21 議案第31号 平成30年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程番号22 議案第32号 平成30年度士幌町介護保険事業特別会計予算
- 日程番号23 議案第33号 平成30年度士幌町介護サービス事業特別会計予算
- 日程番号24 議案第34号 平成30年度士幌町簡易水道事業特別会計予算
- 日程番号25 議案第35号 平成30年度士幌町公共下水道事業特別会計予算
- 日程番号26 議案第36号 平成30年度士幌町国民健康保険病院事業会計予算

2 出席議員（12名）

- | | | | |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 1番 細井 文次 | 2番 和田 鶴三 | 3番 秋間 紘一 | 5番 河口 和吉 |
| 6番 清水 秀雄 | 7番 飯島 勝 | 8番 出村 寛 | 9番 森本 真隆 |
| 10番 大西 米明 | 11番 加藤 宏一 | 12番 中村 貢 | 13番 加納 三司 |

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法121条の規定による説明のための出席者

- | | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 町長 | 小林 康雄 | 教育長 | 堀江 博文 |
| 代表監査委員 | 佐藤 宣光 | | |

5 町長の委任を受けて出席した者

- | | | | |
|--------|-------|-------------|-------|
| 副町長 | 柴田 敏之 | 保健医療福祉センター長 | 山中 雅弘 |
| 総務企画課長 | 瀬口 豊子 | 地方創生担当課長 | 石垣 好典 |
| 会計管理者 | 三島 重浩 | 町民課長 | 辻 亨 |
| 保健福祉課長 | 高木 康弘 | 産業振興課長 | 亀野 倫生 |
| 建設課長 | 増田 優治 | 道路維持担当課長 | 佐藤 英明 |
| 建設課技術長 | 田中 敏博 | 子ども課長 | 金森 秀文 |
| 特老施設長 | 矢野 秀樹 | 病院事務長 | 土屋 仁志 |
| 消防課長 | 土屋 政勝 | | |
- ほか、関係職員

6 教育長の委任を受けて出席した者

- | | | | |
|----------|-------|-------|-------|
| 参事 | 玉堀 泰正 | 教育課長 | 藤村 延 |
| 給食センター所長 | 齋藤 英雄 | 高校事務長 | 上野 清子 |
- ほか、関係職員

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 細野 幸彦 |
|------|-------|

ほか、関係職員

8 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長

寺田 和也

総務係長

宇佐見 和重

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

	加納議長	ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 1 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、 細井文次議員及び2番、和田鶴三議員を指名いたします。
		2 日程第2、一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 質問順位1番、加藤宏一議員。
	加藤議員	おはようございます。それでは、私の一般質問をさせていただきます。 高齢者ドライバーに対する支援策ということで質問します。ニュースからは、高齢者ドライバーによる事故の報道が頻繁にされています。本町においても超高齢化時代を迎えるに当たって、高齢者ドライバーに対する事故防止策や免許証自主返納等を含めた施策が喫緊の課題と考えられます。町長の考えを伺います。
	加納議長	答弁を求めます。町長、登壇願います。
	小林町長	それでは、加藤議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。 近年高齢ドライバーによる自動車事故の多発が新聞、テレビ等で報道されており、大きな社会問題となっているところであります。国においては、高齢ドライバーの交通安全対策の推進のため、道路交通法を改正し、平成29年3月12日から、加齢による認知機能の低下に着目した臨時認知機能検査や臨時高齢者講習などを実施することによって、高齢者の事故のリスクを減らすための対策がとられております。本町においても、高齢者の交通安全対策として、老人クラブ連合会総会などで土幌駐在所による交通安全講話や夜間反射板、啓発物の配布を行い、高齢者の事故防止運動に努めております。 運転免許証の自主返納は、高齢ドライバーによる事故が年々増加し、本人や家族からの相談が警察署等に多く寄せられていることから、高齢ドライバーへの対策として平成10年に制度化されたもので、全国の

返納者数は高齢化の進行と相まって年々増加傾向にあります。市町村ごとの免許証自主返納数が明らかになっていないため、本町における実態把握については至っておりません。自主返納制度については、返納手続とあわせ、返納者の路線バス利用の際の運賃半額割引の特典などを定期的に町広報等でお知らせしているところであります。今後において高齢者の交通事故防止対策に一層取り組むとともに、運転免許証自主返納促進と対応について検討してまいりたいと存じます。

以上、加藤議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
加藤議員

再質問があれば許します。11番、加藤議員。

今回のこの質問に当たって、まずはこの町の免許証保有者の実態を知るべきかなと私は思っていました。本町においては4,272名の免許証保有者がいるのですけれども、これは29年度調べです。その中で75歳以上が412名ということで、全体の1割を占めています。さらに、70歳以上を含めると17%の722名です。たった5年でこの数字が変わるということです。高齢化時代というのは、いろんな施策もそうなのですけれども、5年先を見ると今17%の722名の方がそのエリアに入ることです。本当の現状の75歳以上が1割であるのが少ないなというよりは、5年後には2割近い数字になっていくことがまず前提にあるということをお頭の頭に置いていただきたいなと思います。

最近の新聞の報道にもありましたけれども、昨年度全道で8,455名の方が免許証を自主返納されております。その前年から比べると1.7倍ということで、大きな数字だなと思います。これは、先ほど町長の答弁の中にもありました臨時高齢者講習ですとか、認知症機能検査の結果によって、自分もちょっと不安があるということで返納される方、そして家族の方々が不安を抱いて、お父さん、お母さん、免許証を返したらどうだろうというお話をされて、返納されたという方が非常に多いというのが最近の傾向だというふうになっております。

この8,455名の方が返納されたのですけれども、全道では免許証、高齢者の中の3.87%にしかならないのです。その平均の3.7を超えたのは札幌の4.4%ということで、首都圏でしか返納率というのは全道平均を超えられないのです。その背景はなぜかといったら、免許証を返した後の交通網を確保する環境があるか、ないかということなのです。札幌の次に大きい旭川ですとか釧路でさえも、全道平均を下回るという状況になっています。本町においてはなおのこと、自主返納の率は上がっていかないのではないのかなと思います。

現状では、うちの町も自主返納される方もいらっしゃるというふう聞いております。先ほど交番に行ってお話をすると、昨年3名の方が直接交番のほうに見えられた。実は本当は試験場に行ってお話しなければならぬものなのですけれども、その部分もなかなか浸透していないのが現状なのかなと私は思います。その部分も行政側は、返

納するのであればこういう手続ですとかということの伝え方が、広報では載せているといいながらも、まだ伝わっていないのが私は現状なのかなと思います。

こういう背景を踏まえて、私は次の手を打たなければならないのはやっぱり今だろうなと思うのです。実際に超高齢化時代になってからの施策ではもう遅過ぎると。今年度予算の中にも実はこの事業のかけらもまだ見受けられないです。その部分で、町長は今年度何かの施策を打たなければならないのではないかなと私は思っていると思うのですけれども、その部分が答弁書の中にはないので、町長の考えがもしどこかそういうものがあるのであればお聞きしたいのですけれども、お願いいたします。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 町としては、免許証の自主返納ということとあわせて、お年寄りが出かけるための足の確保ということで、庁内の関係課で検討してきているところでありましてけれども、今後町内のお年寄りの皆さんの交通手段をどうするかというアンケートをとりながら、お年寄りの足確保という観点で今後取り組んでいきたいというふうに思っているところでありまして。

加納議長 再質問を求めます。

加藤議員 アンケートもまず大事なのかなと私は思います。実際のところ、郡部で農村部のほうで暮らす者にとっては、やはり自動車というのはなくてはならないものなのです。その部分を排除していくことの方の中にも、ある程度行政の支えがなければ、そこに踏み切れないだろうと私は思うのです。

1つ、この時期に私がこの質問をしたかったのは、うちの取り組んでいるコミュニティバスが3年経過しました。年間おおむね6,000人からの利用が実績として残っています。形としてもう確立されたなと私は思います。ここから先は、運行する路線ですとか時間帯の設定によっては、さらに町内で巡回するコースの確立ですとか、利用者の増に私はつながっていくのではないかなと。おおむね1日20名からの利用があるというのは、本当にこの事業の成果としては素晴らしいものだと思えます。

一方、では郡部に至っては何かあるのかなというのは、うちの町ではとりあえずスクールバスに乗車できる場面もあったり、混乗という形ですけれども、そういうのをとっているのもあるのですけれども、当然便数がそんなにあるわけではないです。これからのニーズというふうにアンケートの中から捉えるのですけれども、近隣町村では音更町ですとか、鹿追町ももう既に取り組んでいるのです。音更はもう実証実験が終わって、夏または農繁期に向けての便数を考えて、運行するというふうにあるのですけれども、アンケートの前に何か取り組む

予定はあるのでしょうか。町長、できるものかもしイメージとしてあれば、今ここに出してもらえると私はありがたいのですけれども、いかがでしょう。

加納議長
小林町長

町長、答弁をお願いします。

今お話ありましたように、本町においては農村部においてはスクールバスの混乗ということで、大体3,700回ぐらい利用いただいているという状況でありますし、それから中土幌と土幌北地区については公共バスの交通費の助成ということで、大体460人くらいの方に利用いただいているのでありますけれども、それから市街地については今お話ありましたように、平成27年度からは混乗を本格化しているということでもありますけれども、特に懇談会等々でも、中土幌あるいは農村部から市街地に出るための足の確保ということで要望等も出されているわけでもありますけれども、それに基づいて私どもも外出支援のための支援対策ということで、今音更なり鹿追の話がありましたけれども、そういうことも含めて31年度以降に何とか支援をするという方向で検討していきたいということで、今年度農村部の人たちの現在の足の確保手段はどうかということと、どういう支援が望ましいかということの要望等の調査を行いながら、31年度以降足の確保対策をとるために今後検討していきたいというふうに思っております。

加納議長
加藤議員

再質問、11番、加藤議員。

具体的な形を今出せと言ってもなかなか厳しいのも現状であろうと思うのですが、1つ、実は北海道警察が検討資料として内部で持っているものがありまして、非常に興味深いものがあります。国内でも過疎地域においては結構いろんなものが、混乗のほかに、荷物と一緒に人も乗ってもいいですとか、そういうことが今検討の中にはのっているのです。あくまでも過疎地域に限るとのことなのです。実際は、運輸法に基づいて、貨物に人を乗せるわけにはいかないのですけれども、その手段をできるのではないかというような検討をされているというのは、ちょっとおもしろいなと思いました。

その中でもこれから必要なのは、今町長にもお願いしているのは町の対応なのですが、実はこの背景には公共の乗り物を擁しているのは土幌交通と土幌ハイヤーさんということで、民間で車を動かせるところはそんなにないのです。これからは、自治体の中のいわゆる福祉の部分の車両ですとか、町が持っている別の車両ですとか、あとは民間のバス業者、タクシー業者、そういうところが連携してやるべきではないかということが一つの提案の材料として出ているのです。もし必要であれば、この資料を私お渡ししてもいいのですけれども、これが多分これからの郡部の、しかも過疎の対応にならないうちの町には一つの方法なのかなというふうに思います。

こうやって扉を1つあけていかないと、単純にうちの町の財政の中

でバスを用意しますよ、走らせますよといっても、そうそうやれるものではないのは私もわかっていますし、中途半端なことになってしまうのではないかなと思うのです。やるのであれば、町だけでするのはなくていろんな、例えば農協ですとか、運送業者とこんな話ができるのかということも、いろんな制度上だめなものもあるかもしれませんけれども、実はもう国のほうもそういうふうに見ているということも踏まえて少し考えてもらいたいと思うのです。

1つ、この質問の背景には単純に高齢者の足の確保ということだけでなく、農業の場面でもいわゆる労働力不足の中で今それぞれが営農されています。家族の一人が病院に行きますよ、どこどこへ行きたいですよとなると、家族だから父さん、母さん乗せていくのは当たり前だと、それはそのとおりだと私も思います。ただ、仕事の合間に1人そこに拘束されるというのは、実はかなり痛手なのです。近年の天候が不順な状況も鑑みますと、仕事ができるときでも、いろんな条件が重なってそっちのほうに人を回さなければならなくなってしまう。おじいちゃん、おばちゃんの送り迎えに誰かがつかないかならなくなってしまうというのは非常にづらい部分もある。だけれども、家族だから支えるのだよというのも当然わかりますけれども、そこら辺のところをやっぱり1つ考えていかなければならないかなと私は思うのです。この町の財政の根源である農業の収入という部分、農業、畜産業、酪農含めての収入を確保するためにも、自営業の方々がそれぞれ仕事に専念できるような裏支えにも私はなるのではないかなと思うのです。非常にここは普通の高齢者対策とは違って重要な部分ではないかなと思うのですけれども、町長はそこら辺のところはどう考えておられますか。

加納議長
小林町長

町長、答弁。

まず、検討するに当たっては、先ほど申しましたように、混乗タクシーであるとか、タクシー券を出すとかという取り組みもあるのですがありますけれども、実施するにはうちの特に土幌交通なり土幌ハイヤーという地元の交通機関を利用するというのを基本的に考えていくのでありますけれども、そういう面では農協も含めた町内の関係機関の方にも参画いただきながら、土幌の状況や特性に合った取り組みをしていきたいというふうに思っているところであります。

それから、家族に送ってもらうということなのでありますけれども、コミバスを市街地で走らせたというのは、農村部の場合は大体車を所有しているという家庭が多いのでありますけれども、市街地の場合は全く車がないという家庭が非常に農村部から比べると多いということで、コミバスについては市街地を中心に働いたのですけれども、ただ農村部については、今加藤議員が言われました労働力不足の中で送っていくということもあるのですけれども、もう一つは、なかなかお年

寄りの皆さんが自分の家族に送ってくれと言にくいという話も老人クラブ等々の皆さんからお聞きするのです。そういうことも踏まえながら、農村部についても何らかの足の確保対策というのを進めなければならぬというふうに認識をしているところであります。

加納議長
加藤議員

再質問、11番、加藤議員。

今町長言われたように、実際話を聞くと直接家族にもなかなか言いづらい場面もあると。10回のうち2、3回は言えるけれども、何とか自分で都合をつけていきたいのかなという。それは、頼みづらいというのと、もう一つはできれば自分で行きたいという部分があるのです。これは免許証とちょっと離れるのですけれども、高齢者の自立をこれから保つ部分を考えて、社会性を保つためには自分で出かけるということが必要なのです。私は、町長の今考えの中にいろんな交通網を考えているという中で、ある程度は皆さんに歩いてもらいたいのです。そうやって運動しながら自分で出かけるということが少しは大事なのかなと。基本的にはドア・ツー・ドアで玄関先まで行って、出かれますよというのが本当はいいのかな、希望されるのかもしれませんが、私は逆に少し歩いて出かけるということがあったほうが社会性ですとか、健康面ですとか考えると非常にそっちのほうが重要なのかな。

それもアンケートですとか、これからの町長の検討の中で織り込んでいただければいいなと思うのですけれども、1つ事例としては、私どもの地区でいきいきサロンというのに取り組んで10年超えているのですけれども、おばあちゃんたちがバスで迎えに来てもらって、それで区内を次のおばあちゃんたちを迎えに行くときに一緒に乗っていくのです。そうすると、ふだん町へ出かける用事以外のところを走るわけです。ふだん見ない景色を見ることが非常に楽しいというお話を聞きました。それは、普通に目的地まで真っすぐ行くのではなくて、ついでに回った道で見ない景色を見ることが一つの刺激にもなって健康を保てるということもあるので、直接迎えに行くのではなくて、誰かと一緒に拾っていくような感じで、皆さんが話をしながら、できればそうやって目的地に行けるような形がきっと望ましいのかなというふうに私は思っているのです。できれば少し歩き、少し周りを見ながらということが多分これから本当に、私も60ですので、そう遠くないうちに高齢者になってしまうということを考えると、今からもう準備しなければ間に合わないのではないかなと本当に思うのです。町の事業も1年目から全て成果になっていると、私も議員をやっている実感して見えています。何年かの実績を重ねた中で成熟した事業になるというふうに思っていますので、まずは着手は一日でも早く、そして検証を早目にして、実のなるものにしていただきたいなというふうに思っております。

あともう一つ言いたいことがあったのは、この話を実は本当はもっと早いうちに僕は僕の支援者の方をお願いされていたのです。私は、警察に捕まることは何も怖くないのだ。ただ、家族に免許を取り上げられるのが私は困るのだと。そうすると病院も行けない、用事を足しにも行けない。だから、加藤さん、一日でも早くこのことを、免許を返しても自分で出かけられる環境をつくってくれとお願いをされました。残念ながら、その方に僕は約束を果たすことができないまま、先般亡くなられて、僕も非常に心苦しいところがありまして、一日でも早くこれを形にしていきたいなというふうに思っています。

もう一つあります。質問の中に高齢者の運転に対する支援という部分です。事故防止につながるのではないかなと私は思って、1つ用意したものがございます。高齢者の起こす事故の一番多いのがブレーキの踏み違いだという部分が多いのです。事故の全体の大体2割を超えているのです。34%ぐらい、単独で踏み違いの事故起こすのです。ブレーキをかけなければならないときに思わずアクセルを踏んでしまう。あっ、危ないと思って、ブレーキだと思ったらアクセルだったとこの事故が圧倒的に多いです。それは、コンビニに飛び込んでしまったのですとか、いろんなケースがありました。駐車場でとめる場合もやっぱり同じパターンが多いです。とある自動車の部品メーカーで扱っているもので急発進防止装置というのがあるのです。ブレーキと間違えてアクセルを思いきり踏んだときに限って制御してくれるという、10キロ未満のスピードのときに急発進しないようにする。それは、前に対しても後ろに対しても抑制をしてくれる装置がある。これが取り付け工賃を入れると4万3,000円もかかるものなのです。結構高いなと。私自身も高いと思いますけれども、年金受給をされている高齢者にとっては4万3,000円というのは結構高いのではないかな。今ほかに調べますと、そういうものもあるのです。本当は軽自動車でいくと1台200万円ぐらいする、今いろんな衝突防止装置ですとか、そういうものをついた車に乗るのが一番いいのかもしれませんが、町もその助成をしてくれるのだったらなおありがたいのですけれども、それはちょっと無理な話なので、そういうふうに後からつけるような、そういう装置もあるので、ある程度これは、例えば4万3,000円だったら半分ぐらいは町で助成してもいいよとか、そんなこともちょっと検討してもらえないかなと思うのですけれども、町長、こういうものに対する対策ってどう考えます。

加納議長
小林町長

町長、答弁。

前段の部分でありますけれども、いろんな状況で、例えば農村部はそういうことでなかなか、家族の方に思うということ、あるいは仕事の関係で送っていただくことがなかなか難しいということもありますし、中土幌市街においては十勝バス等に乗るのでありますけれども、

病院の時間等と合わないということでもありますから、そういうことも踏まえながら、より効率的、効果的に足の確保対策がとれるよう今後検討させていただきたいと思います。

それから、今紹介ありました急発進防止装置については、私もまだ具体的に聞いていないので、どんなものかということをよく私どもも町の担当レベルでちょっと調査させていただきたいと思います。

加納議長 再質問、11番、加藤議員。

加藤議員 今お話しさせていただいた急発進防止装置に関しては、高齢者ばかりだけではないです。私自身も踏み間違いってたまにしますし、そういうことを考えると町民の方のそういう希望があれば、そういうこともある程度検討の中に上げていただければ、起きなくていい事故を未然に防ぐことができるというふうに私は思います。どうか検討をしっかりとさせていただきたいと思います。

いろいろ言いましたけれども、とにかくさっきも言ったように一日でも早く取り組むこと、そしてどこにみんなの希望があるのかを町長が知っていただくことが私は何よりかなと思いますので、その思いを受けとめていただいて、このことが形となることを私は希望しますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

加納議長 以上で加藤宏一議員の質問を終了いたします。

質問順位2番、中村貢議員。

中村議員 おはようございます。町長に平成30年度の予算編成について質問させていただきます。

平成30年度は、町長にとって5期目の最終年度となるが、その最終年度予算編成での特徴と町長の意気込み、どのような施策に重点を置いているの予算編成になっているのか伺います。

加納議長 町長、登壇願います。

小林町長 それでは、中村議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

ただいま中村議員が申されたとおり、平成30年度は私にとって5期目の町政の最終年度となるものであり、そのことを踏まえつつ、1つは、協働するまちづくりによる地域力の向上、それからもう一つは、時代のニーズを踏まえた戦略的なまちづくり、それからもう一つは、健全な財政に留意しつつ、めり張りのある行財政の推進を基本的な視点として予算編成を行ったところでもあります。予算編成に当たっては、第6期の町づくり総合計画、あるいは土幌町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を目指しつつ、町づくり懇談会であるとか、女性サミットなどの町民要望、さらには町の懸案課題について政策調整推進会議やオータム事業別ヒアリングなど庁内の検討とあわせて町民会議や地方創生推進会議などの意見もいただきながら、編成を行ったもの

であります。

これらを経て、平成30年度予算の重点施策としては、1つ目は、定住人口の安定に向けては住宅環境の充実が必要であるという認識から、子育て世帯向け公営住宅の建設を新年度5棟10戸を建設するものであります。それから、従前から取り組んでおります分譲住宅地の定住促進対策、それから分譲団地の造成及び町有地の住宅建設用に公売をするという事業を新たに取り組むものでありますし、それから定住雇用促進賃貸住宅建設費補助及び家賃の保障についても継続的に実施をするというものであります。それから、もう一つは、商工会が移住促進事業を展開をさせていただいているところでありますけれども、これらへの助成などの施策を実施するものであります。

2点目は、子育て支援でありますけれども、これまでも町の重要施策として、制度の創設であるとか、施設の整備、保護者負担の軽減、専門職の配置などを推進してきたところでありますけれども、平成30年度においては新たに小中学校補助教材の公費負担、インフルエンザ予防接種の助成対象の拡大とあわせて、産後ケア事業あるいは電子母子手帳の導入など母子保健への支援も行いながら、一層子育て支援を充実しようとするものであります。

3点目は、地域活性化に向けての施策として、地方創生推進交付金や拠点整備交付金などを活用しながら、しほろ創生賑わい創出事業として、ものづくり、人づくり、町発信を目指す新会社CherSの設立とあわせて、旧道の駅を改修しての農畜産物加工研修施設の整備を行い、推進組織と拠点施設の形成を図るものであります。また、働き手の確保はいずれの職種においても課題となっているところであり、町内機関、団体で構成する土幌町雇用対策連絡調整協議会による連絡調整を行いながら、確保対策を推進していく予定であります。

4点目は、公共施設等の管理推進であります。本町においては公共施設等総合管理計画を策定し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うこととしているところであります。平成30年度においては道路、橋梁の長寿命化とあわせて、下水道処理施設の改築は総事業費15億円となるものでありますけれども、平成30年度から3カ年事業として行うものであります。あわせて、病院の冷暖房機器だとかナースコールの更新を実施するほか、各公共施設の改修を状況調査をもとに行うこととしているところであります。

そのほか、パークゴルフ場の復旧工事、それから農村部の可燃ごみの収集の改善ということで、これまで隔週であったものを毎週収集するように改善することとあわせて、今年が明治31年に本町が開拓されてから120年となるものでありますけれども、これを記念しての講演を行う予定であります。

これら事業を行うのでありますけれども、地方交付税の減少である

とか、財政の硬直化など厳しい財政状況の中であって、より効率的な事業推進とあわせ、国、道の補助や有利債の活用など、財源確保に留意しながら予算編成を行ったものであります。さらに、今後の予算執行に当たっても、効果的な事業展開とあわせて、財政の健全化により留意をして町政を推進してまいる所存であります。

以上、中村議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
中村議員

再質問があれば許します。12番、中村議員。

30年度の予算について今町長のほうから答弁ありましたけれども、町民の声を聞くとか、各種団体、それから役場組織内の検討により、その他を入れて5点に分けての答弁を今いただきました。そこで、30年度の見込み額の基金残高、一般会計プラス備荒資金ですか、これらを足した基金残高が、これは見込みですけれども、56億6,174万円と、それから地方債の残高においては72億7,923万円となっております、特に基金については平成28年度から比較してみますと28年度で75億2,805万円ですか、それから29年度においては66億8,105万円と、ということで30年度の予算の基金からの繰り入れ見込みについても今回の予算においては約11億2,100万円が繰り入れられるということで、大変厳しい財政状況が続いていると思います。その中で先月、第6期行政改革推進大綱及び第6期の行政改革推進計画が答申をされました。その中でも、30年から3カ年の計画で予定をいろいろと立てておりますけれども、その中身を見ても大変厳しい状況になっているのが現状だと思われまます。

そこで、まず質問したいのですけれども、経常経費についてですけれども、本町の経常経費率は89.6%、非常に高いと、通常であれば70%前後は健全な予算執行と言われておりますけれども、本町の場合は特に高校、病院、特老などの施設があると思われまますけれども、実際にこの89.6%になった高い要因は何なのかについてまず町長に伺います。

加納議長
小林町長

町長、答弁お願いします。

まず、先ほど申しました基金でありますけれども、平成28年度の75億円というのは決算ベースなのですけれども、29年度あるいは30年度については予算ベースなので、決算ベースとこれと変わるということでご理解をいただきたいと思ひまますけれども、いずれにしても基金についてはより有効に活用するというので今後とも取り組んでいきたいというふう思うところあります。

それから、経常経費なのでありますけれども、全体的に上がっているのもありますけれども、先般報道されたとおり、本町については89.6%ですが、十勝管内でも1位、2位ということで高いのでありますけれども、本町の行政の構造からいくと、町が持っている事業が多いということでもありますし、特に土地改良事業であるとか、高校である

とかという、そういう事業をしているということがあるから、経常経費が上がるという要因になっているところでありますけれども、いずれにしても経常経費が上がるということは財政の硬直化ということでありますから、より今後経常経費率を下げる努力を行政改革の推進の中でも取り組んでいきたいということでご理解いただきたいと思います。

加納議長
中村議員

再質問あれば。12番、中村議員。

確かに今町長の答弁のあったとおり、よそもいろいろな病院あったり、高校あったり、いろいろとやっています。その中で、うちは特にいろいろな事業が多いということで、どうしてもこの経常経費が多くなってしまうということですが、極力。大体約90%ですか、ということは残り10%がそれらの事業になってしまうということで、その先が見えてしまう。事業内容が見えてしまうという関係で、行政に対しても事業のやり方に対しても非常に厳しいものがあるのではないかと思いますので、今町長が言ったとおり、十分検討していただきたいと思います。

それで、行政改革なのですけれども、この中で現実はこの答申の中身を見ましても大変厳しいと、庁内の職員の関係、それからいろいろな公共事業の関係、全てが今本当に厳しくなっています。もちろん交付税の関係も今厳しくなっていますし、その中であとどこに締めつけを持っていくかということです。行革の中で特にどこに重点を置いていくか。特に、中見ましたら病院関係の改革についてが一番大きくなっていましたけれども、ただ私が懸念するのは政権与党、前回今の民主党が政権とられたときに補助金自体が実際は45%カットということで非常に厳しい状態で、特に商工会関係では工業関係、これが大きな痛手を受けたわけでありまして、実際に大きな会社、中小企業の会社は特に帯広等では潰れた会社も出てくるということで、我々の本町においても中小企業の会社が多いということで、その中で普通建設費、この見直しについても行政改革では見られていましたけれども、我々工業者にとっては災害、町で何かあったときの災害、これは別に雨だとか台風だけでなく、降雪、雪の災害もあります。それらについても、やはりなければならぬ業者だと私は思っています。その中で企業縮小ということで、重機をなくすと、リースにするだとか、いろいろな形で何とか今やっておりますけれども、実際に重機がなくなれば、災害あったときには出ていかれないと。そういう意味では、どうしてもそういう機械類も1つは持たなければならぬということで、今それで努力をしております。ですから、その意味については、行政改革推進計画においてもその辺十分に留意をしていただきたいと思っています。

それと、次です。町長の答弁にもありましたけれども、1点目の定

住人口の安定に向けてということでありまして、分譲団地だとかの促進だとか、それから住宅の町有地の売却、これは別ですけれども、賃貸住宅の建設費及び家賃の助成、それから移住促進事業と、これは継続的な事業でありますけれども、この中で1つ疑問になるのは、当初町長はもう町では団地だとか、そういうのは建てないということで、業者に賃貸の建設の補助、平米2万円ですか、その補助だとか、それから最近の助成では家賃の保障ということでありまして、そういう形で民間事業者にマンションだとかアパートの住宅をしてくださいということで助成を行っています。それは、町のほうでは今後は住宅団地については考えていないという形で町長からの話があって、各業者それぞれ補助金をもらいながら建てたということなのですけれども、最近子育て世帯向けの公営住宅、恐らくこれは別格だ、別だろうと、あくまでもそういう人たちに対してのためだから、これ必要だから建てたということで理解はできるのですけれども、その辺についてまず当初もう町では建てないと言っておきながら、補助金も業者に出しながら、今また町のほうでもこういうふうに建て始めたということとあわせて、今実際住宅は1棟住宅はほとんどが満杯だと、大体いいところまできているということで、今必要なのは要するに世帯住宅といっても、それはできれば一戸建ての世帯住宅、これが恐らく皆さんが希望しているのでないかと思えます。その中で、いつまで町のほうで建設費に対しての助成を続ける考えがあるのかをあわせて伺いたいと思います。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 何点かあったのでありますけれども、1つは行政改革については病院の経営改善も含めて進めていくという予定でありまして、当面病院については平成30年度から、今のベッド数2病棟60床を新年度から1病棟50床に変更しながら、より効率的な運営をしながら医療サービスも充実をさせていくということを取り組んでいきたいというふうに思っているところであります。

それから、建設費の関係なのでありますけれども、行革上は建設費についても一定の目標をとって、減額するという方向なのでありますけれども、ただ、今言われたように、地元の建設関係の業者を保護するというのですか、そういう観点も必要だというふうに思っているところで、とりあえず災害関係等のときには建設業者の皆さんにはどうしても協力していただかなければならないわけでありまして、そこから辺も配慮しながら、毎年の土木、土地改良、建築も含めた建設事業についてはそういう視点も持ちながら予算編成をしていきたいなというふうに思うところであります。

それから、もう一点は、住宅環境の整備なのでありますけれども、本町は農協の関連工場等々もあって、雇用については非常に大きな雇

用があるということなのでありますけれども、これまでも公営住宅の整備だとか、住宅団地を行ってきたのでありますけれども、雇用に住宅環境が追いついていないという状況があって、町の住宅団地の造成等とあわせて、ここ10年くらい民間の方に賃貸住宅の建築助成をしながら進めていただいて、現在まで合わせると460戸ぐらいの民間の賃貸住宅が整備をされたということで、一部アパート方式の戸建てについては若干余るという状況もあるのでありますけれども、そういう住宅環境の整備が人口の定住ということにも効果を発揮するということでもありますから、新年度においても戸建ての住宅建設に対して6戸の助成予算措置をしているということとあわせて、それから住宅団地については町がやらないということではなくて、新年度も4戸の住宅団地とあわせて、行政改革計画にも位置づけているのでありますけれども、道路に隣接する町有地を住宅地として販売をしていくという取り組みを今年度から、平成30年度から試行的に取り組んで、住宅に対応していきたいということでもありますけれども、いずれにしても、家賃もそうなのでありますけれども、より多様な住宅を整備していくことが必要だということを認識しているところであります、ぜひ今後とも重要な対策として推進をしていきたいというふうに思っているところであります。

加納議長
中村議員

再質問あれば。中村議員。

行政改革については、今町長も答弁していただきましたけれども、国、道補助金事業自体も非常に厳しい状態になってきているという中では、どうしても町の普通建設費に頼らざるを得ないということもありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、住宅の件ですけれども、今町長の話ありました。この中で、定住については確かに定住を進めるためにはどうしてもやはり住宅の確保が必要ですし、今町長が言いましたとおり、行革で言われた遊休地ですか、それに対しての利用ということで、今団地とか、それから個別に空いている土地は町の遊休地は整地なりして販売するという事で、それは大変いいことではないかと思ひます。それとあわせて、定住対策には空き家対策もこの中につながってくるのではないかと思ひられます。空き家対策計画についてもこの間説明をいただきました。この中で、今69件ですか、実際にこれだけの空き家があると。その中で7割がそのまま使える、もしくは簡単な補修、修理で使えますよということで先日説明受けました。これも定住対策にもつながるというふうに私は思ひます。その中で、69件の7割ですから、約40数件が簡単なリフォーム、それからそのまま現在使えるという状態になっていることなのでありますけれども、実際にどういうふうにそれをやっていくのかというのはこれから話し合われて決まってくるのではないかと思ひますけれども、できればこの辺も、なかなか空き家を個人的に整理

して、空いているから買ってくださいという形にはならないかと思われます。できれば町のほうでそれを買って受けて、貸し出しをする。

今人手不足、雇用対策ということで対策の委員会もできております。その関係で人が補充されても、それを利用する場所、高いところしかなくなれば、空き家を利用して、そこに住んでいただいて、そこから例えば農作業だとか、それぞれの自分の勤務地に通うということで、できればそういう形が定住にもつながっていくのではないかと思いますし、リフォームして住んでくださいだとかいっても、なかなか大変だと思うのです。それで、できれば今言ったように町のほうで一括買い上げをしていただいて、それなりの値段でお貸しをするという形でやっていただければどうかと思うのですけれども、それについて町長の考えを伺いたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、答弁。

まず、空き家対策なのですけれども、今回私も空き家計画をつくって取り組むのでありますけれども、空き家対策は、1つは古くて危険な空き家をどう処分をするかという、そういう考え方と、もう一つは、今お話あったように空き家をどう有効に活用するかということなのでありますけれども、今中村議員がおっしゃったとおり、私も空き家として指定したのが69戸なのでありますけれども、私も検討の中で比較的本町は空き家については商工会の皆さんが従前から不動産に取り組んでいただいていたところでもありますから、ある程度使える住宅については使っているという状況にあるので、69戸については比較的老朽化が著しいという状況なのですけれども、それにしても使えるものは使うという方向で今後取り組んでいきたいというふうに思うところであります。

それから、空き地の関係なのでありますけれども、これまた町も古い建物を壊して空き地にした場合取り壊し費用を助成をするということで、できる限り空き地の有効利用ということで進めてきたのですけれども、取り壊せば1つは固定資産税の問題があったり、あるいはなかなか地域によっては売買が成立しないということもあるのでありますけれども、これらについては今後うまく活用する方向を検討していきたいというのでありますけれども、できれば民間同士で取引されるというのがいいのでありますけれども、それに対してより進むように町の関与も含めて今度検討させていただきたいと思います。

加納議長
中村議員

再質問があれば。中村議員。

雇用対策推進協議会というの正式に立ち上がって、それには団体、農協だとか町の商工会とか、そういうの入っていますけれども、ぜひその協議会を利用していただいて、今町長おっしゃったように何とか利用方法。個人的に売るとなるとやはり難しいものがあって、それから更地にして整理して、それをまた整理するということになる、先

ほど言った税の関係で厳しいものがあるわけですし、何とかその辺については今後しっかりと検討して、利用の方向に進めていければ定住対策にもつながると思いますので、お願いしたいと思います。

それで、最後の質問になるのですが、いろいろと町長に重点施策を言っていただきましたけれども、一番町長が関心あって、何が何でも成功させなければいけないと思っているのは3番目の事項でないかと思います。新会社の設立、これが町長が一番やりたいというか、今年度ある程度めどをつけたいということだと思います。その中で、新会社についての質問をさせていただきたいと思いますが、これは町民のほうから絶えず言われています。どうなっているのだと、どんなものができるのだと。知らない間に新会社もできていると。今の旧道の駅をどうするのだと、そこから話が始まりまして、一応加工センターができますよという中で、新会社ができるのですということ、詳しくというか、私の知っている範囲内では答えているのですが、その中で創生販わい創出事業、C h e e r Sという会社において今年度予算が1,700万円ですか、見られていますけれども、これは交付金関係で見たとするのですが、実際この1,700万円の内訳というか、要するにどういう形で新会社に向けて予定したのかお聞きしたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、答弁。

3番目の活性化対策なのでありますけれども、基本的な考え方は、本町は極めて高い農業生産額があるのでありますけれども、ただ一方では例えばお土産であるとか、ブランド化ということでは若干浸透していないということもあって、今後特に国際化やグローバル化が進む中ではそういうことに地域活性化として取り組まなければならないという基本的な考え方で、地方創生事業として、ものづくり、人づくり、町発信を目指す会社の設立と旧道の駅を改修しての農畜産物加工研修施設をつくって、特に町の女性の皆さんを中心としながら、そういう加工を研修しながら農業生産とあわせて食の創造を進めていきたいという考え方で進めるものでありますけれども、会社のお話がありました。新年度予算1,700万円の予算の中身等については、担当の亀野課長のほうからお答えさせていただきたいと思います。

加納議長
亀野産業
振興課長

産業振興課長。

産業振興課長、亀野より説明いたします。

今回1,700万円の内訳につきましては、営業費、商品開発などの都市圏販売拡大のための各地フェアへ出展する、または出品するなどの経費、参加費用として450万円、会社職員2名分の人件費として700万円、人材育成、商品開発、広告宣伝など、食材成分分析、グローバルG A P、H A C C P 認証などの経費に550万円の事業を行うため、地方創生交付金事業を充てているところでございます。

加納議長
中村議員

以上でございます。

再質問があれば。中村議員。

1,700万円の説明受けまして、なるほどと思ったのですけれども、私もそのメンバーに入っているのです、だからあえて聞くわけですが、これは町民がすごく期待しているわけです。それで、町と、それから農協と、それから商工会、それから金融機関、それからそれぞれの企業ということで、多くの方たちがこの新会社に対して名前を連ねていまして、町民というか、全てが一体となった会社。これは、本当に町長が願ってもない形で、誰もが理想的な会社と。最初に言う言葉は、そういう言葉なのです。理想的なすばらしい会社ができるのではないかと。でも、実際気をつけなければいけないのは、その中身についても今検討して、もう4月1日にはこの会社はでき上がるわけです。その中で、中身についても今1,700万円の助成金がありました。ただ、資本金はあくまでも1,000万円という中でして、当初町民が勘違いというか、町民にはっきり言わなければいけないのは、この会社はあくまでお金もうけする会社ではないのですよと。あくまでも地域の人づくり、ものづくり、それから企業の進出、全てそういった本来行政独自でやらなければならない目的に沿った、その形がたまたまそういう団体、組織が一体となつてつくっていく会社だということなので、営利目的とか、そこからはかなりずれる話になってくると思います。

実際には成果がそのまま町の発展に返ってくるという、そういう会社の位置づけなので、その辺についてのPR、これから恐らく町のほうでも、町民にまだ話が行き渡っていないということで、PRし、もしくは広報紙を出されると思いますけれども、広報紙の中でもその辺をしっかりと。その会社の目的、目的については地域を担う人材、それから起業家などの育成、支援、それから特産品等の企画、開発、販路の拡大と開拓、それから地域ブランドの価値観向上、いわゆるマーケティング市場販売戦略の支援というふうになっておりまして、この目的に基づいて事業がまた拡大されております。その事業内容については、事業担い手の育成、それから土幌高校との連携、次世代農業の展開、それから地域特産品の開発、その他の業務というふうになっております。

ここで特に重要視されるのが土幌高校との連携だと思えます。今土幌高校は、皆さんご承知のとおり、グローバルGAP、これは産業生産の工程管理ですけれども、実際には農産物の特性を示す国際承認が得られることで、要するに農産物の特性を示す国際認証基準になっておりまして、当然土幌高校はニンニクですか、それと今は、そこに事務長がおられますけれども、ニンジンはまだですかね。まだやっている最中ですね。ということで、この認証をとらなければ、オリンピックの食材等でも提供はされないと。この認証を受けたものでなければ、

オリンピックの選手村に対する食材としての受け付けができないということで、非常にすごく高額な土幌高校の認定です。今恐らくニンジンも申請をしている段階で、まだ認定を受けていないということですが、恐らくこれもこのままいくと受けるのではないかと思います。高校生のこの人材を利用しなければいけないし、この力を活用しなければいけないと。当然新会社の中には、高校生が卒業した場合にそこに在籍するというのもこれからは考えていかれると思うのですけれども、その辺について真剣に町としては支援をしなければいけないと思います。

旧道の駅の改修をして、農畜産物加工研修施設ですか、これができるということ、実際に予算的にも2億1,700万円ですか、これからの予算になるのですけれども、今回発注になってもでき上がって稼働するまでには、実際にそれが動くのは来年の話になってしまうということで、この会社自体がその間にどういう収入があるかといったら、実際ないわけです。その中で1,700万円の今回の助成はわかりましたけれども、恐らく4、5年、この会社が、農産物の加工センターの施設、これが稼働して実際に製品化されて道の駅に出たり、または起業家として独立して、それが育っていくというのには早くても5年はかかると思います。その中でそのためには、新会社がそこまでやってくれるかどうかなのです。ですから、それなりの支援が必要だと思われるのですけれども、それについて町長の考えを伺いたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、答弁をお願いします。

お話があったのでありますけれども、まず会社の基本的な考え方なのですけれども、特産品の開発だとか販売も当然行うのでありますけれども、単なる民間企業のように何かをつくって販売をして収益を上げるということではなくて、会社の性格の中に町民公益ということで、人づくりだとか、そういう地域の資源の価値を高めるというようなことを民間ベースで進めていくという考え方です。

それと、今後の会社ということでもありますけれども、特に平成30年度においては将来に向けてトレーニングということで、いろんな取り組みに対する調査研究等を進めていくという考え方です。そういうものをしながら、会社の収入についても必ずしも販売利益ということではなくて、例えば町や農協からいろんなものを受託をするというようなことも収入の一つになっていくのではないかと、会社の性格からいくとそういういろいろだということでもありますけれども、いずれにしても会社が1つは経営として成り立つということとあわせて、町民公益という役割をしっかりと果たしていくように町としても支援をしていきたいということでもありますし、それから加工研修センターも今は土幌高校の加工研修センターを町民の方にもいろんなことで

使っていただいているのですけれども、これまでも距離の問題だとか、高校の授業の関係があつて、できれば市街地近くに加工研修センターをとすることで女性の皆さんから要望があつて、旧道の駅を改修して行うのでありますけれども、ここも今士幌高校の加工研修センターはどちらかという製造を中心にするのでありますけれども、こちらの新しくする加工研修センターについては今新田で行っている研修部分をこちらにおろしてくるということで、研修だとか、特産品の開発を重点的に進めていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、いろんな形で会社なり加工施設のお話はしてきているのでありますけれども、町民の皆さんに周知が不十分だというお話もちょっと聞いているので、4月号の広報の中で少し集中的にPRすることとあわせて、今後4月からは懇談会もあるのでありますけれども、町民の皆さんにしっかり説明をしながらPRをしていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思ひます。

加納議長　ここで休憩を入れたいと思ひますけれども、よろしいですか。

午前11時05分　休憩

午前11時15分　再開

加納議長　それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

再質問があれば。中村議員。

中村議員　引き続きなのでありますけれども、Cheer S、新会社の件で今町長から説明ありましたし、それから課長のほうから1,700万円の説明もありました。この1,700万円は、今年度だけの予算ということで聞いております。実際にこの新会社、例えば高校を卒業した人をそこで採用するだとか、いろいろこれから計画もあるでしょうけれども、やはりプロが必要だと思ひます。製品加工するにしても、どのような指導が必要かだとか、それから会社の人材育成、その他についてもしっかりしたプロがいなければ成功しないのではないかと思ひます。その会社が人材を育成をして、何とかやっていると。先ほど町長が言いましたように、製品の販売なんかでそこから実入りを受けて、会社のほうに入れてもらって、何とかそこで会社が成り立つと。そこまでのつものには、先ほど言いましたけれども、最低で5年はかかると私見しています。

それに対して、それまでの支援、実際に安定するまでには何年かかるか、それは私と違って町長なりの考えもあるでしょうし、町長は何年ぐらいで安定するのか、それも伺いたいですし、安定するまで資本金が1,000万円しかないという関係で、しかも1,700万円は今限りで使わなければならないというときにおいて、その先の支援をどうい

ふうを考えているのかということで最後の質問にしたいのですけれども、先日道新に出ていました。日高のカンゾウ栽培の誤算ということで、これは薬草の薬用植物であります。これがたまたまその町長がこれはいいものだということで、議会もまた賛成をして始まったと。ところが、残念ながら、普通の三セクと違いまして農協だとか農業関係者は反対したのです。どう見てもこれはうまくいかない。でも、その中で町はやってしまったと。やっていくのはいいのですけれども、その中で先ほど言ったようにプロ、薬草を育てるプロも入れていなかったと。全く素人で始まってしまったと。それが大きな原因であると書いてあります。だから、そういうことのないように、その二の舞にならないように、今回我々のこの会社はこういうものとは全然違って、本当に町一丸となって、町の全体一丸となってやっている会社ですから、それに対してそういうことのないように、しっかりと支援、対策をお願いをして質問を終わりたいと思います。

加納議長
小林町長

町長、答弁をお願いします。

先ほど申し上げましたとおり、会社は必ずしもこれをつくって売って利益を上げるという性格の会社でないということは、私どもも確認をしていきたいというふうに思っているところであります。いずれにしても、民間のよさを生かして会社運営していくのでありますけれども、町もそれに対応する地域づくり会社としての支援をしっかりとしていきたいと思うのですけれども、会社については今中村議員から5年くらいは見る必要があるということでもありますけれども、私ども会社の運営なり経営計画等を3年ごとにしっかり立てながら進めていくように会社の経営陣と協議をしていきたいというふうに思うところであります。

それと、もう一つ、お話ありましたように、会社運営するためには実際のマネジャー的存在も要るのでありますから、それについても今後どういうふうに確保していくかということについては今後よく会社とも協議して進めていきたいと思えます。

加納議長
清水議員

以上で中村議員の質問を終了いたします。

質問順位3番、清水秀雄議員。

おはようございます。私は、町長に生活保護基準の引き下げの影響について伺います。

厚生労働省は、生活保護利用世帯の7割が食費や光熱費など日常生活費に充てる生活扶助費を最大5%削減する方針で、2018年10月から2020年10月まで3年連続で減額する計画となっております。厚生労働省の試算によると、今回の生活保護基準の見直しでは子供の多い世帯ほど減額が大きくなります。生活保護は、憲法第25条に明記された国民の生存権を保障する最後のセーフティーネットであり、その生活保護費を削減することは国民の暮らしに大きな影響を与えます。住民税、

保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金などで低所得世帯の生活悪化に連動します。本町における住民生活にどのように影響を及ぼすのか、その対策について町長の所見を伺うものであります。

加納議長
小林町長

町長、答弁願います。登壇願います。

清水議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

生活保護基準については、国が5年に1度、全国消費実態調査のデータをもとに、社会保障審議会での検討を経て必要な見直しを行っています。今回の見直しは、公平性を確保する観点から、生活保護水準が一般の低所得者世帯の消費水準より高い都市部の地域の基準を下げ、低い基準の地域を上げるなど、消費実態との乖離を是正するために行われるものであります。また、子育て世帯においては、子供の健全育成や貧困の連鎖を防止する観点から、児童養育加算の対象を高校生まで拡大するなどの措置もとられているところであります。

1点目の本町における住民生活への影響につきましては、本町はもとより生活保護水準が低い地域、3級地の2でありますけれども、に該当し、このたびの改正においては上がる地域に含まれると想定しているところであります。

2点目は、その対策についてであります。厚生労働省は各制度の趣旨や目的を考慮し、下がる場合はできるだけ影響を及ぼさないよう対応すると方針を示しています。町においても、関係課との情報共有や情報提供を行い、この基準をもとに運用している町独自の制度についてもできるだけ不利益な影響を及ぼさないよう努め、町民生活の安定への対応をしてまいりたいと存じます。

以上、清水議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長
清水議員

再質問があれば許します。6番、清水議員。

ただいま町長から町民の生活にできるだけ影響を及ぼさないような施策を講じていきたいというふうにご回答いただきましたので、基本的にはそれで結構ですということになるかなというふうに思うのですが、基本的なことを伺ってきたいと思います。

そもそも生活保護基準というのは、生活保護の利用者だけに影響するものではありません。広く国民全体にかかわるものであります。例えば先ほども申し上げましたけれども、就学援助や生活福祉資金の借り入れなど、保護基準をもとにした制度の利用基準だけでなく、最低賃金や住民税の非課税基準に影響するものであります。そのため、公営住宅の家賃減免や介護保険料の減免、高額療養費の支給基準など、さまざまな制度の利用の可否、利用料にも影響します。つまり保護基準を引き下げるとは国民全体の土台、地盤を沈めてしまうということにつながるわけです。

それで、伺います。本町の場合、どのような業種に影響を及ぼすのか。業種の数がわかれば、それを教えていただきたいと思います。い

ろいろ自治体によって違うかと思うのですが、47業種に及ぶとか、あるいは51業種に及ぶとか、さまざまです。本町の場合の影響を及ぼす業種についてお伺いいたします。

加納議長 町長、答弁をお願いします。

小林町長 それでは、私どもが基準を用いている制度について申し上げたいと思いますけれども、1つは教育課でやっている就学援助であります。それから、2点目は、町民課の対応でありますけれども、個人住民税の非課税限度額、それからもう一つ、町民課でありますけれども、国民健康保険税の減免についてもこの基準を用いています。もう一つ、建設課の対応でありますけれども、町営住宅の家賃及び敷金の減免であります。それから、もう一点は、同じく建設課でありますけれども、公共賃貸住宅の家賃の減免基準、それから保健福祉課でありますけれども、本町の独自施策で用いています高齢者等の生活扶助についてはこの基準を用いているということです。それから、同じく保健福祉課でありますけれども、国民健康保険の一部負担の減免でありますけれども、これらが本町が生活保護基準を用いている制度でありますけれども、制度の中身等についてはそれぞれの担当課長からまたお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長 再質問があれば。清水議員。

清水議員 ただいま町長から影響を及ぼす業種について伺いました。後ほどで結構ですから、どれぐらいの業種に及ぶのか、その業種を一覧表にして各議員に提示いただければというふうに思いますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

今回の引き下げは、子育て世帯を実際には直撃するものになっているのです。それで、先ほど本町の場合は3級地の2ということで、引き上げになるというようなことも言われているのですが、そういう点では、例えば私の資料によりますと、母子加算、これは現行は第1子及び第2子、3歳未満が1万5,000円、3歳以上中学生までが1万円、第3子は小学校修了前、1万5,000円、中学生は1万円となっているのですが、見直し案では高校生までの子供1人につき1万円。母子加算でいきますと、現行は子供1人の場合3級地で1万9,620円、これが見直し案では1万6,000円になります。子供2人の場合、現行では2万4,590円、これが子供2人の場合2万円になる。子供3人の場合ですが、3級地で、失礼しました。訂正します。先ほどの2人の場合です。3級地では2万1,200円です。これが2万円になるということです。それから、子供3人の場合です。3級地で2万1,980円、これが見直し案では約2万2,000円になる。ここの分だけが引き上げになるというのが私の入手している資料によるものなのですが、これは違いますか。

加納議長 町長、答弁。

小林町長 今言ったように、児童加算であるとか母子加算について書いてあるのでありますけれども、基本的に今回の改定の中では在宅者人数も1人から2人というふうに下がっていくのですけれども、低減率を下げるということもあって、人数がふえれば下げるという傾向になりますのでありますけれども、そういう規定と、それと基準値のように今回の場合は都市部では下がるけれども、農村部では逆に上がるという傾向があるのでありますけれども、今るお話しした具体的なことについては保健福祉課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

加納議長 保健福祉課長。

高木保健福祉課長 保健福祉課長、高木のほうからお答えをいたします。

生活保護費の計算につきましては、生活扶助の1類というもの、それから生活扶助の2類というものに加えまして、さまざまな加算がございます。例えば障害者加算であるとか母子加算、それからただいま清水議員から言われたような児童養育加算などがあるほかに、住宅扶助、教育扶助、その他の扶助ということで決まっていくわけなのですけれども、今回の改正に伴って、このほど3月2日の日に全国の生活保護関係の係長会議というものがございまして、その資料が公開をされてございました。ただ、現段階では未定稿と、あくまでも案ですよということなので、今後もしかしたら若干の変更があるのかもしれませんが、その資料をもとに担当のほうである程度モデルケースで試算をさせていただきました。その中で、母子世帯で子供さんが1人というところで試算をしてみますと、月額で約8,000円程度引き上げになっていると。ですから、引き下げになる部分もあったり、上がる部分もあるということで、トータルでいきますと月額8,000円程度引き上げられると。それから、同じ母子世帯で子供さんが2人というところで約4,000円程度と。それから、子供さん3人というところでは約1,000円程度引き上げになっていると。ですから、子供さんが多いほど上がる幅としてはおっしゃるようになんて低くなっていくという現状にございます。

以上であります。

加納議長 再質問があれば。清水議員。

清水議員 ただいま答弁いただきました。これは、まだこれが確定したということではないのかもしれませんが、いろいろあると思うのですが、そこでお伺いをいたします。冒頭に申し上げましたけれども、生活保護というのは憲法25条に基づく制度なのです。憲法25条では、多分皆さんご存じだと思うのですが、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると。2項では、国は全ての生活の面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないというふうに言っているのです。それで、さらに生活保護法第1条ではどのように言っているか。健康で文化的な生活は国民の権利で

あり、国はその権利を保障する義務がある。ここが非常に重要なところなのです。多くの人たちは、ここまで十分周知していないと思います。

私は提案があります。保障する義務があるわけですから、権利として住民がどこまでそれを生かすことができるか。それを住民に周知してもらうことが必要だと思うのです。そのためには、窓口にそういうことをきちっと表示して、私は実は生活でいろいろ困っていますと、そういうときに相談できる窓口として、ここでそのような相談をお受けしますよという立場での掲示ということが必要でないかと思うのです。そうすることによって住民が憲法25条で保障された最低限度の文化的な生活を営むことができるのだと、それを保障するために、住民の生活を守るために自治体としてもこういうふうに援助しますよと、そういう姿勢が必要だと思うのです。繰り返します。こういう形で窓口にぜひ掲示することを求めたいと思います。答弁をお願いします。

加納議長
小林町長

町長、答弁。

基本的には国の制度ですから、町がどこまでかかわれるのかということはあるのでありますけれども、町民の皆さんにそういう中身を知らせる、あるいは相談に乗るといえるのは、それは町としてやらざるを得ないわけですから、今後広報や役場だより等で生活保護改正の制度をお知らせするとともに、相談については保健福祉課で相談に対応するという周知をしていきたいと思っております。

加納議長
清水議員

再質問があれば。清水議員。

それでは、いろんな形で住民に周知をするということが自治体として、これは今町長がおっしゃいましたけれども、国の仕事ではないのです。国の仕事を自治体が受けているわけでしょう。そういう点できちっと自治体としてそれを国の制度を生かすと、住民のために生かすという姿勢が必要なのだとすることを指摘しておきたいと思っております。

それから、生活保護の捕捉率について伺います。捕捉率というのは、制度を利用できる人のうち、どの程度利用しているのかということですね。今現在社会的には契約社員、派遣社員という人たちが多くなっていて、年収200万円以下の労働者は1,000万人を超えて、さらに社会保障制度の改悪で貧困が広がっているというのが実態であります。実際に生活保護を受ける権利といいますか、受けられる状態にあるのだけれども、生活保護基準以下の生活をしている人たちがどのぐらいいるかと、それを捕捉率と言うのですが、捕捉率を町の場合わかりますかということ尋ねてみました。わかりませんという答えでした。これは、全体的には2割から3割程度と、捕捉率がその程度とされています。

それで、日本の貧困率は2012年、平成24年です。この年に16.1%でした。国民の6人に1人が貧困です。先ほどちょっと出ていましたけ

れども、ひとり親世帯の貧困率というのは実に54.6%です。これは、2015年に50.8%だったそうであります。それで、ひとり親世帯というのは、いってみれば2人に1人以上が貧困世帯だという深刻な状況にあるということなのです。2012年の貧困率を決める貧困線は、122万円だそうであります。それぞれの自治体によって、地域によって違うと思うのですが、これは全国的なことと言っていきますから、そのようにお聞きいただきたいと思うのですが、家賃などを引くと生活保護基準以下になってしまうと。貧困率16.1%を当時の総人口から換算しますと約2,052万人ですが、生活保護利用者は約211万人で、貧困者の約1割しか利用できていないと。これは全国的な統計です。恐らく本町の場合にもそういう枠外からそれほど多く出てはいないと思うのです。こういう実態にある。だから、先ほど私が申し上げました。生活に困っている人たちは安心して相談に来てくださいと、窓口でそういう呼びかけ、そのことがどうしても必要だと思うのです。繰り返し聞きますが、本町の場合捕捉率わかりますか。

加納議長
小林町長
加納議長
高木保健
福祉課長

町長、答弁をお願いします。

保健福祉課長のほうからお答えさせていただきます。

保健福祉課長。

保健福祉課長、高木のほうからお答えをいたします。

捕捉率を算定するには世帯ごとの収入の状況、それから預貯金、いわゆる資産ですね、に関する調査を行わなければできませんので、現状でそれを調べることはできないことから、数字は押さえていないというのが現状でございます。

以上です。

加納議長
清水議員

再質問があれば、6番、清水議員。

それで、私はそのことを伺っているのですが、同じ答えしか返ってきませんでした。さらに、私がこれは深刻だというふうに思った件があります。これは今の捕捉率とも関係するのですが、自分の生活状態が生活保護基準に値するのかどうかという、その判定をどうするのかということなのです。それは、住民が周知していなければわからないわけでしょう。私はこういう状態にあるのです。ぜひ生活保護を受給したいのだというふうに相談に来られる方は勇気のある方です。多分そう思います。私も相談受けたことがありますから、どうしたらいいのでしょうかと。一緒に窓口に行きました。そうやって例えばそのように相談をされて、そういう方はごくごく少ないと思います。

ですから、繰り返しになります。だからこそ、そういう点で住民に周知する必要があるのにもかかわらず、土幌の場合の基準はどうなっているのですかと聞きました。わからないと言うのです。わからないと言われたら、住民にどうやって周知するのですか。そこのところ、本当に私はこの答え聞いて怒りを覚えました。こんな形で本当に住民

の生活を守る。先ほど申しました健康的で文化的な生活は国民の権利であり、国はその権利を保障する義務があると言っている。国でないです。ここは自治体なので、町はそれを保障する義務があるのです。にもかかわらず、それを一体どれが基準になっているのかわからないということあります。実際にわからないのなら、なぜわからないのか。では、どうしたらそのことを住民に周知するのか、生活困窮にある人たちに対して。

捕捉率先ほど申しました。生活保護を受給している人は1割しかないのだ。多分本町の場合もその範疇出ていないと。それは先ほど言いましたから、繰り返しになりますけれども、そういう場面で自治体はどうやって住民の生活を守っていくのでしょうか、お尋ねします。

加納議長
小林町長

答弁。

私も捕捉率ということについてはちょっとよく認識していないのでありますけれども、全体的には生活保護を受けている世帯というのは本町は比較的十勝管内の中でも低いというような状況にあります。その保護率というのですか、捕捉率とちょっと違うのでありますけれども、生活保護を受けているという状況が低いというのは、それは比較的本町の場合雇用が安定しているということが言えるのだと思います。だから、そういう面では生活保護を受けるだけではなくて、町内で雇用をしっかりとつくっていくということが、これもまた重要な取り組みかなと思っているのですけれども、そういう中でどうしても生活ができない、生活保護基準になる人については生活保護を受けて生活をしていただくということになるわけでありまして、その基準になるかどうかというのは周知もするし、私どもも町の福祉施策として相談に対応するというようなことは取り決めをしていきたいと思っておりますけれども、あと具体的に基準で受けるか、受けないかというのは、それはまた町民の方にいろいろ考え方あって、何とか受けないで頑張ろうという人もいるというふうに聞いていますから、それはまず町民なのですけれども、いずれにしても周知をすることとしっかり町が相談に乗っていくということについては、町としてしっかり対応していきたいと思っております。

加納議長
清水議員

再質問、6番、清水議員。

町としてしっかり対応していくというふうに町長お答えいただきましたから、それはぜひそういうふうに対応していただきたいというふうに思います。これは念押しになります。ぜひとも窓口对生活保護相談の窓口ですということを、それが住民にわかりやすく、それは工夫しながら結構ですが、そういう形で住民にわかりやすく相談窓口をはっきりとさせるといった中で住民の特に低所得者の生活を守っていくという立場での行政執行をお願いして質問を終わります。

加納議長

以上で清水秀雄議員の質問を終了いたします。

秋間議員

それでは、質問順位 4 番、秋間紘一議員。

それでは、私から町長に組織、職員、仕事の質の向上とイクボス宣言についてお伺いをいたします。

本町では、平成26年に改正された次世代育成支援対策推進法及び平成27年に制定された女性活躍推進法に基づき、出産や育児、介護等と仕事の両立を支援し、全職員が仕事と生活の調和を実現することを目指して、職員の状況を把握、分析をすることで課題となる点を見出し、その解決を目的として数値目標と取り組み内容、実施時期等を定め、特定事業主行動計画を策定し、実践中であります。今後着実に成果を上げるとともに住民サービスの向上を目指すには、職員、仕事の質の向上をさせ、組織の総合力を高める質的向上に着目し改革が必要と考えております。これらを実行する上では、イクボス宣言を行い、町長を初め、副町長、教育長、管理職が宣言書に署名し、推進してはどうか、町長に伺います。

加納議長
小林町長

答弁を求めます。町長、登壇願います。

それでは、秋間議員の質問にお答えをさせていただきたいと思いません。

世代育成支援対策推進法は、日本の急激な少子化の進行に対応して、次代の社会を担う子供の健全な育成を支援するため、平成17年に施行された法律で、国、地方公共団体、企業は次世代育成支援のための行動計画の策定と実行を通じて仕事と家庭の両立を図る雇用環境の整備が義務づけられたところであります。

これに伴い、土幌町特定事業主行動計画を平成17年から5年ごとの2期にわたり策定するとともに、平成28年4月からは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、新たな数値目標を盛り込んだ特定事業主行動計画について現状把握と分析、目標の達成時期を明記して策定し、職員の働きやすい職場づくりを目指したワーク・ライフ・バランスに向けた取り組みを進めているところであります。

このうち本計画に盛り込んだ平成32年度末目標数値に対する直近の状況について申し上げます。まず最初に、管理的地位にある職員に占める女性の割合は30%以上の目標であります。平成30年1月1日現在では23.08%と2年前と比べて微増となったほか、係長職においては55.1%と同じく7.2%の増となりました。次に、長時間勤務の減少目標に対する1人当たりの時間外は、28年度、79.6時間、うち400時間を超える時間外人数は1人で466時間と増加傾向にあるところであります。また、年次有給休暇平均取得日数は、1人当たり8.1以上の目標であります。平成28年では7.3日と同じような状況で推移しているところであります。

本計画期間内にあることから、今後目標達成に向けた管理職員の意識改革、職場マネジメントに関する研修をより深めるとともに、毎年

度数値目標との整合性を図りながら、職場における仕事、子育て、介護等生活の両立支援や働き方の見直しなど、総合的な取り組みを推進してまいりたいと存じます。

次に、組織、職員、仕事の質向上に向け、イクボス宣言をしてはということですが、イクボスとは職場でともに働く部下や同僚が仕事と私生活の両立ができるよう支援をしながら、組織としての成果も出し、みずからの仕事と私生活の両立を楽しむ上司のことをいうもので、近年の働き方改革の一つとして注目されている取り組みであります。道内においては苫小牧市、千歳市のほか、一部民間企業においてもイクボス宣言を実施し、業務の効率化や職場の活性化を図りながら取り組みを進めているところであります。本町のまちづくりにおいて男女の区別なく仕事と家庭の両立に向けた働き方改革を進めていくことは重要との認識であることから、行政だけでなく、町内民間事業者に向けた普及も視野に入れながら、イクボス宣言に向けた検討を進めてまいりたいと存じます。

以上、秋間議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

加納議長

ここで昼食休憩に入りたいと思います。

午前 11時55分 休憩

午後 1時15分 再開

加納議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再質問があれば許します。3番、秋間議員。

秋間議員

それでは、初めに特定事業主行動計画でございますけれども、ご答弁いただいております案件についてお伺いをいたします。管理的地位にある職員に占める女性の割合は一定の成果が認められますが、1人当たりの時間外は28年、1人平均79.6時間に対して5.8倍の466時間で1人だけが突出をしております。時間外の数値目標については360時間以内に下げるといふふうに掲げられて計画を立てておられますし、努力をしているのかと思いますけれども、どのような対策を講じながらいるのかお伺いをいたしたいと思います。

加納議長

答弁、町長。

小林町長

従前から、時間外をより抑制するということで、それは職員の健康管理ということも含めてそれぞれ課長会議等でも徹底をしているところでありますけれども、具体的には月60時間を超える場合は課長決裁ではなくて副町長まで上げるというような取り組みをしているのでありますけれども、ただ時間外そのものは、その年に例えば災害あったとかということだとか、そういうことでふえる可能性があるのでありますけれども、そういう具体的に突出した実態については総務企画課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

加納議長	総務企画課長。
瀬口総務 企画課長	たまたま今回の1人突出した部分につきましては、国の制度等の改正もございまして、その対応ということでやっていたわけですが、日ごろから管理職につきましてはグループ内で協力してやるようにという対応もしておりますが、たまたま突出してしまったという理由でございます。
加納議長 秋間議員	再質問があれば。3番、秋間議員。 いろいろな理由があって時間外をとられているというふうに思いますけれども、こういうふうに聞いております。というのは、これは全職員、私たちにも言えることですが、出勤したらその日の時間割りをまずつくると、そして大事な仕事については午前中に先に終わらさず。そういうようなことをみずから努力してやっていくと自然に計画的に事務処理が上がって、効率が上がっていくというようなことが言われていますし、まずは時間外の事前承認ということを課長の段階で励行することが一番望まれる。なぜそう言うかという、それによって一日一日の職員の仕事の進捗状況なり、いろんなことが把握できると。また、職員の部下の意見もそこで聞けるというコミュニケーションの場所にもつながるということを考えられますので、一応そういうことも例としてお話をしておきたいと思っております。 それから、年次休暇の取得の促進についてお伺いをいたしますけれども、個々の職員の年間、または半期ごとに休暇計画表の作成、活用などにより年次休暇の取得促進を図ってはどうかと、こういうような提案をちょっとさせていただきます。 それと、もう一点、就学始期に達するまでの子を擁する職員が年次休暇等を積極的にとれるように、職員ごとの年休取得数などを適正に把握し、各所属に対して必要な情報提供や必要に応じて指導すると。これは、管理の部で総務のほうだと思いますけれども、そういうような形をとってさらに進めていただきたいと、このように考えております。その点について伺いたいと思っております。
加納議長	総務企画課長。
瀬口総務 企画課長	総務企画課長、瀬口よりお答えいたします。 今貴重な意見いただきましたので、そういったことも踏まえまして今後検討のほうをしてまいりたいと思っております。
加納議長 秋間議員	再質問あれば。秋間議員。 もう一点、育児休暇を取得した職員に対して職場復帰の支援についてお伺いしますが、育児休業中に職場の情報が途絶えることになり、復帰に際して障害となる可能性があることから、円滑な職場復帰のためどのような支援を講じているのか、まず伺いたいと思っております。
加納議長	総務企画課長。
瀬口総務	総務企画課長、瀬口よりお答えいたします。

企画課長 具体的にこういったことをやっていますという明確な答えは正直ないのだけれども、できる限り育休をとっている職員につきましては声かけをするように心がけているところでございます。

以上です。

加納議長 再質問があれば。秋間議員。

秋間議員 特に円滑にスムーズに職場に復帰できるように、それぞれ努力をまず願いたいと思います。

次にでございますけれども、イクボス宣言、答弁でも北海道で千歳、苫小牧と、他の企業もやっていますよという答弁でございますけれども、役所でどれぐらいこの宣言をして職場の活性化なり、そういうことに取り組んでいるかということをちょっと調べてみました。そうすると、何と全国で214自治体、これ例えば事業所も含めてでございますけれども、実施していると。そして、年々役所でも取り入れてやっていると。見ると警察もやっているとということで、警察はどういうふうなことでやっているのかなというふうになんか興味を持つところでございますけれども、そういう形でございますけれども、イクボス宣言についてはいろいろありますけれども、東海村の村長さんなのですから、山田修さん、いろいろ書いてあって、これはいいのですけれども、自筆です。まずは行動すること、やる気があれば何でもできると、これ自筆で記入しているのです。これに村長みずから署名をして、管理職が努めているということです。

その流れの中でちょっとお話をさせていただきますけれども、イクボス宣言後、その取り組みについてどんな取り組みしているのだろうかというふうに思っていますと、職場の環境づくり、それには時間外勤務の削減だとか、ノー残業デーだとか、多様な感覚やライフスタイルを認め合う職場づくりをすることが入っていますし、業務の効率化については管理職員のマネジメント力の向上、そして特に人事評価制度の充実というふうに入って、実践をしていると。また、意識改革、業務の改善、それと私が最も大切に考えたのは地域貢献活動の推進、今社会の中でこれを重点的に取り入れて行われています。

こういうものを感じると、イクボスというのは育児中の職員を優遇する管理職と考える人もいるかもしれませんが、決して福祉、厚生の話だけではないと、このように思っております。イクボスは、価値観や働き方の多様化が進む現在において、マネジメントで限られた人材や財源の中で効率的で質の高い行政運営を図るための戦略だというふうに私は考えております。そこで、町長どのようなお考えを持っているのか、まずお聞きしたいと思います。

加納議長 町長、答弁お願いします。

小林町長 今まさに国会でも働き方改革というのを議論している中でありますけれども、いずれにしても私どもの職務においても職場環境の改善だ

とか、モチベーションを高めるということも重要な取り組みでありますから、そういう取り組みを通じて執務の効率を上げるということとあわせて、職員の健康管理を図っていかなければならないというふうに思うところでありますから、そういう意味で私ども職場においてもそういう職場環境の改善というのは極めて重要だということでもありますから、いろんな職員、庁内のいろんな会議等を通じて徹底をしてまいりたいと思います。

加納議長 再質問があれば。3番、秋間議員。

秋間議員 職場においてはこういう取り組みは必要だというふうに答弁をいただいたものというふうに思っています。

今お話ししました形の中で展開する形で職員の質、仕事の質等を考えていった場合に、何が最も重要なのかなというふうには実は感じております。それで、先ほども業務の効率化の中で人事評価の話をしていただきました。人事評価については、人事評価の制度は職員がその職務を遂行するために発揮した能力や達成した業績を公平に把握し、主体的で高い遂行能力といいますか、そういうものを備えた職員の育成だというふうに考えてございますし、また職員の能力や実績に基づいた人事管理というふうに考えてございます。そういうことで、職員の能力や実績に基づく人事管理を行うことにより、仕事の質の向上が図られて組織全体の士気高揚が促進されると、こういうことに結ばれて、あわせて住民サービスの向上にもつながっていくと考えてございます。

そこで、お聞きいたしますけれども、現行の人事評価制度についてでございますけれども、公平、透明、客観、納得性などに配慮した形では行われているというふうに思いますが、人事評価の結果でございますけれども、恐らく昇級だとか昇格には反映されていると思います。しかし、給与や勤勉手当等には反映されていないというふうに思っておりますし、今後においては反映させて、職員のやる気の増進や能力向上などに、スキルアップするようにつなげるためにも私は人事評価の完全実施を行っていただきたいと、このように考えております。町長の考えを伺いたいと思います。

加納議長 町長。

小林町長 本町においても人事評価は取り組みをしているわけでありましてけれども、具体的にそれを給与だとか手当に反映しているという実態はないのでありますけれども、国の指導としてはそれを反映させろということなのでありますけれども、現在行っている人事評価をよく検証しながら、そういうものに反映させていく目標を持って取り組んでいきたいということでございますけれども、現在の人事評価の状況については総務企画課長のほうからお答えをさせていただきます。

加納議長 総務企画課長。

瀬口総務
企画課長

総務企画課長、瀬口より説明申し上げます。

人事評価につきましては、平成20年度より試行的に実施をしているところでございます。課ごとに組織目標を設定し、その組織目標にリンクをさせて職員一人一人が個人目標を設定して、目標達成に向けた自主的な管理をしながら主体的に責任感を持って努力して成果を上げているというふうに思っているところでございます。なお、この評価につきましては、流れとしましては4月に目標を決めまして、10月に中間の評価、自己評価です。そして、2月には達成度の評価をして、それぞれ面談等を経て上司が評価を行うものでございます。今町長が言われましたように、今後はそれを反映させるべく進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

加納議長
秋間議員

再質問あれば。秋間議員。

評価については、給与や勤勉手当のほうには反映されていないということでございますけれども、一定の形で進んでいるということでございます。

これは、こういう例もありますので、報告をしておきますけれども、勤務評定未実施に係る訴訟事件というのが起きてございます。恐らく役場のほうにも通達があるだろうと思っておりますけれども、これは兵庫県の宝塚市の職員勤務手当等の返還請求事件ということでございます。宝塚市が勤務評定を行っていないにもかかわらず職員に勤勉手当を支給と。また、普通昇給をさせたことは違法であるとし、宝塚市長に職員個人に勤勉手当の支給額及び普通昇給により増額した分についての不当利得返還請求を行使することの義務づけを求めた住民訴訟でございます。こういうことで、宝塚市については22年から全職員に人事評価を実施して昇給、勤勉手当に反映をしているということでございますし、恐らく私は民間もそういう形でいろんな評価をしてやられているというふうに思っていますし、特に行政においても今後においては評価についてはここまで実施をしてもらうということを切にお願いをいたします。これは要望ですけれども。

それと、もう一点でございますけれども、土幌の「シ」、自然を愛し、土幌の「ホ」、誇りを持って、土幌の「ロ」、ロマンを求める生き生き職員、これは何のテーマかわかりますか。失礼ですけれども、ほとんどの職員は忘れていたのかなと。それで、総務課長、お答えください。

(何事か言う者あり)

秋間議員
加納議長
小林町長

それでは、失礼しました。町長。

町長。

私もよくわかりませんので、総務企画課長からお答えさせていただきます。

<p>加納議長 瀬口総務 企画課長</p>	<p>総務企画課長。 総務企画課長、瀬口よりお答え申し上げます。 今議員が言われましたのは、土幌町でつくっています人材育成基本方針の中にございまして、基本テーマということです。町が展開する能力開発、人事諸制度の基本方針として位置づけており、自然を愛し、町とみずからに誇りを持って、輝く未来を描いてロマンを求め、自学自習する意欲にあふれた職員を意味していますというテーマでござい ます。</p>
<p>加納議長 秋間議員</p>	<p>再質問があれば。 今答弁をいただいて、私はすばらしいテーマだというふうに思います。これをどのように実行してきたかということでございますけれども、これについても恐らく経過中でございますけれども、この中には求める職員像ということがございます。それについては、住民だとか、仕事だとか、組織、仲間に対して、自分に対して、将来に対してといろんなことを定めてうたっていますけれども、こういう一つの目的を私は今お話をしたイクボスの取り組みの中に入れてやってはどうかなというふうに考えています。それはなぜかという、今求められている職員像にどう近づけていくかということでございまして、これは施策として持続的、継続的に実践されて初めて成果が出てくるものと、このように考えております。そのことが職員の、または仕事の質につながっていくと、ここが私は基本だと思います。先ほど町長ちょっとわからないという話でございますけれども、これについては21年に5年ごと見直しということになってございまして、特に職員についてはこういうものの周知徹底を図っていただきたいと、このように思います。いかがですか。</p>
<p>加納議長 小林町長</p>	<p>町長。 るるお話があったのでありますけれども、町の職員も250名近くの職員がいるわけですが、職員が1つは公務員としての職務なり規律をしっかりやるということとあわせて、職員個々のモチベーションだとか健康管理ということ、それらを人事管理政策として行っていくというのは極めて重要だと思ってございますけれども、ぜひ今言われたようなこともそれらの中に生かしていきながら人事管理を進めていきたいというふうに思っております。私ども具体的には、いろんな研修であるとか、いろんな機関に派遣をしながら、より職場の活性化だとか、職員の質の向上ということを具体的にこれからも取り組んでいきたいと考えているところであります。</p>
<p>加納議長 秋間議員</p>	<p>再質問があれば。秋間議員。 最後でございますけれども、イクボスの取り組みということで、住民ニーズに対応した行政サービスを提供する役割はますます煩雑化、多様化しております。また、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動</p>

	<p>計画及び働き方改革や人材育成基本方針等を達成するためにも、重要性の高い事項をイクボスに取り入れ、統一した形で全職員が共有し、全職員が笑顔で明るい職場づくりを目指せるように努力をいただきたいと、こういうふうを考えてございます。町長の答弁をお願いいたします。</p>
加納議長 小林町長	<p>答弁。 今申し上げたとおり、それぞれ職場の中で全職員が意識を共有するとか、それから風通しのいい職場であるというのは極めて重要なことでありますから、具体的にイクボスをどうするかということについては、より効果が上がるような形でできるのかどうか、私ども十分検討させていただいて、それを導入するかどうかについては十分検討させていただきたいと思っております。</p>
加納議長	<p>これで一般質問を終わります。</p>
	<p>日程第3、議案第13号「土幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関する必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案」を議題といたします。</p>
柴田 副町長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第13号 土幌町指定居宅介護支援事業者の指定に関する必要な事項並びに指定居宅介護支援等事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案について説明をいたします。 この条例案につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による介護保険法の改正により、制定をするものでございます。 説明資料の5ページをお開きください。まず、1の条例制定の背景ではありますが、ただいま説明をいたしましたとおり、本年4月1日から施行される介護保険法の改正により、指定居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村へ移譲されることから、その基準等について条例で制定するものであります。 2の制定する条例名は、記載のとおりであります。 3のこの条例の考え方ではありますが、国の定めた省令や北海道の定めた条例を履行していくものであります。また、この事業を行える者は法人であり、当然でありますけれども、役員の中に暴力団を入れない規定を盛り込み、記録の保存についても町の定める条例等との整合性を図るものでございます。 4のこの条例の構成については、第1章から第7章までの構成となるものでございます。 5の施行日は、平成30年4月1日からとします。 議案でございますけれども、第1章が総則でありまして、趣旨について記載しております。第2条が事業者指定してはならない場合の規定であります。</p>

次のページの第3章が事業の基本方針で、事業を行う上で利用者への配慮や町や他の事業者等との連携など、基本的な方針について規定したものでございます。

第4章では、事業所の事業者の管理者などについての規定をしてございます。

次のページの第5章では、事業の提供に関する手続や説明、支援の具体的な取り扱い方針、苦情の処理や事故等の対応など、第6条から22ページの第31条までの事業の運営に関する基準を規定をしてございます。

第6章は事業に関する基準、第7章が雑則ということになっております。

23ページは附則でありまして、平成30年4月1日から施行するものでありますけれども、第15条第20号、議案の16ページの(20)についてでございますけれども、居宅サービス計画に定める回数以上の訪問介護を行う場合の届け出義務に関するものは平成30年10月1日からの施行とするところであります。

経過措置でございますけれども、第5条第2項、これは議案の10ページでございますけれども、管理者は主任介護支援専門員でなければならないとあるのは、平成33年3月31日までは介護支援専門員を管理者とすることができるものということにするものでございます。

次の31条第2項の規定ですが、これは議案の22ページの31条第2項の1号から第5号までの記録については完結の日から5年間の保存の義務がございますけれども、施行日前に完結した記録については従前どおりの規定とするものでございます。

以上で説明を終わります。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。
(な し)

加納議長 質疑を終わり、これから討論を行います。
(な し)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第13号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異 議 な し)

加納議長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

4 日程第4、議案第14号「土幌町ふるさと体験広場設置条例を廃止する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
柴 田 議案第14号 土幌町ふるさと体験広場設置条例を廃止する条例案について説明をいたします。

この条例では、旧朝陽小学校のグラウンド及び校舎を都会の人たち

と地元住民との交流の場として定めたものでございますけれども、近年の利用者が激減したことでその目的を達成しなくなったために、地域と協議をした結果、この体験広場の運営を終了することに伴いまして、この設置条例も廃止するものでございます。

施行時期は、平成30年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

5

日程第5、議案第15号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第15号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例は、国家公務員に準じた派遣職員の地域手当の改正と労働基準法を遵守した時間外勤務手当の算出方法をそれぞれ改正をするためのものでございます。

説明資料は6ページでございます。第9条の3の地域手当は、文言の改正でありまして、現行の規定を国家公務員の例に準じて、「国若しくは他の地方公共団体に派遣した職員又は国若しくは地方公共団体から派遣された職員で町長が指定する職員には、国家公務員の例に準じて月額地域手当を支給する」とした文言の改正でございます。支給の割合については、変更はございません。

第13条の2は、新たに1項を加えるもので、職員の時間外手当の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額に自己の所有する住宅に対し支給している住居手当及び寒冷地手当を加える改正を行うものでございます。これは、地方公務員の時間外手当は労働基準法に基づき算出しておりますけれども、この時間外勤務手当の算定に当たっては毎月決まった額で支給される手当についても時間外手当算出の基礎に入れるのが原則であり、是正勧告を労働基準監督署より受けた自治体もあることから、総務省より各自治体に対して適正な対応をとるようにと通知があったところでありまして、本町もこの算出方法に準拠し、改正をするものでございます。

議案に戻っていただきまして、施行時期でございます。平成30年4

		<p>月1日からとするものでございます。</p> <p>以上で議案第15号の説明といたします。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第15号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
6		<p>日程第6、議案第16号「報酬に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
	柴田副町長	<p>議案第16号 報酬に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。</p> <p>この条例では、学校運営協議会及び認定こども園の運営協議会の設置に伴い、学校評議員を廃止するために改正するものでございます。</p> <p>説明資料は7ページであります。現行欄の学校評議員を廃止し、改正案の学校運営協議会、認定こども園運営協議会とし、報酬額は日額に改正をしまして、会長が7,000円、委員が6,000円とするものでございます。</p> <p>議案に戻っていただきまして、施行時期でございますけれども、平成30年4月1日からとするものであります。</p> <p>以上、議案第16号の説明とさせていただきます。</p>
	加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第16号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
7・8 ・9		<p>日程第7、議案第17号「土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」、日程第8、議案第18号「土幌町国民健康保険準備基金条例の一部を改正する条例案」、日程第9、議案第19号「土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」、以上3件を関連議案とし、一括議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>

柴 田
副 町 長

議長のお許しをいただきましたので、議案第17号から第19号まで、提案理由が同じであることから、一括で説明をさせていただきます。

これらの議案につきましては、国民健康保険法が改正され、都道府県との共同運営になることから、改正をするものでございます。

まず、議案第17号 土幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例案ですが、説明資料は8ページでございます。現行欄の第2条の見出しの「国民健康保険」を削り、協議会の委員の定数とし、この第2条を第2条の2とし、国民健康保険運営協議会から括弧書きまでを協議会に改め、この前に第2条といたしまして運営協議会の名称として追加をするものでございます。

次の第9条では、国民健康保険法を「法」とうたっているために、この部分を法に改めるものでございます。

議案に戻っていただきまして、施行時期は平成30年4月1日からとするものであります。

次に、議案第18号の土幌町国民健康保険準備基金条例の一部を改正する条例案でございます。

説明資料は9ページであります。まず、第1条でございますけれども、現行の欄で、この基金は費用の支払いに不足を生じたときの財源に充てることを目的としておりましたが、今回の改正により北海道との共同により運営することとなることから、事業の健全な運営に資するに改め、第6条の処分につきましては、保険給付の不足した場合と町長が定めた場合としていたものを第1条に規定する目的のために使うことができると改めるものであります。実態といたしましては、保険給付に係る費用につきまして北海道からの交付金として歳入で受けることとなりますけれども、この財源は納付金として北海道に納めることとなります。この財源は、国保税でありまして、所得などを推計して予算化しますが、この額が不足するときなど、この基金から当て込もうとするものでございます。

議案に戻っていただきまして、施行時期は平成30年4月1日からとするものでございます。

適用区分ですが、平成29年度分までは従前の例によるものとするものであります。

次に、議案第19号、土幌町国民健康保険税条例の改正です。説明資料は12ページから新旧対照表を載せてございますけれども、10ページ、11ページの改正の内容で説明をさせていただきます。今回の改正は、国保制度の改正により基本的には北海道から示される納付金の額を国保税として確保しなければならないことから、税率をそれに合わせて改正するものであります。大きな改正といたしましては、今まで所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で課税をしておりましたが、このうち資産割をなくし、3方式に変更するものであります。税率につ

きましては、医療分で所得割4.46%を0.06%増の4.52%、均等割は2万6,400円を3,600円増の3万円に、平等割は2万8,400円を2,400円減の2万6,000円に改定しようとするもので、改定する条項につきましては右の条項欄に記載してあります。後期高齢者支援金につきましても所得割は税率を据え置き、これは2.3%、均等割は9,500円を2,000円増の1万1,500円に、平等割は1万1,800円を2,000円減の9,800円に。介護分につきましては、所得割が0.58%を0.24増の0.82%、均等割は9,500円を4,000円増の1万3,500円、平等割につきましては9,200円を700円減の8,500円に改めようとするものであります。

次の11ページであります、軽減額の改正でありまして、均等割、平等割も改正することによって、この軽減する額も改正をするものであります。これは、所得割の金額によって軽減する割合を7割軽減、5割軽減、2割軽減とするものであります。軽減する金額は、それぞれ記載の金額であります。特定世帯及び特定継続世帯とありますけれども、これは特定世帯とは世帯の中で後期高齢者医療制度に移行して国保に残った方が1名だけの世帯のことでありまして、その世帯につきましても平等割を5年間2分の1に軽減でき、特定継続世帯とはさらにその後5年間経過した後、3年間は4分の1軽減ができるという世帯のことであります。そのほかといたしましては、文言の整理であります。

適用時期であります、平成30年4月1日からであります。

なお、議案32ページの附則の2条でありますけれども、平成29年度分までの国保税につきましても改正の前の条例を適用するもので、従前の例によるものものとさせていただきます。

以上、議案第17号から第19号までの説明とさせていただきます。

加納議長
清水議員

これから一括して質疑を行います。6番、清水議員。

ただいま国保税の改正の内容について説明をいただいたのですが、端的に言うとなんかなくなるといってどうなるのか、端的に詰めて言ってください。

加納議長
柴田副町長

副町長。

今回の改正で資産割をなくすということでございます。資産割というのは、資産税額に対する、それに税率を掛けて試算するものでございますので、それと相続によって取得した資産だとか、共有で持っている資産等についてもその人の持ち分で案分して課税するというので、非常に資産割の課税はややこしいという部分でありまして、それも簡素化をするということで、今この改正によりまして十勝のほとんどの町村が、2、3残るようでございますけれども、資産割を廃止するというような状況になっております。

加納議長
清水議員

6番、清水議員。

これは、資産割をなくすということについては一部では、資産割を

従前はやってきたのですが、それ自身は二重課税になるのではないかなという批判もあったわけですから、それをなくすということについては異論はありません。ただ、どんなふうに変化していくのかなという、そのことによってそれぞれの課税者にとってどんな変化が起きるかということを知りたいです。

加納議長

副町長。

柴田副町長

今清水議員が言われたとおり、資産割の二重課税という部分は否めない事実なのかなと思いますし、またほかのまちに持っている資産についてはうちでは課税できませんので、その部分はちょっと不合理な部分があるのかなというふうに私自身ちょっと思っているところです。資産割をなくす影響については、所得割、それからほかの均等割、平等割に求めていかなければならない部分もあるということは事実であります。

加納議長

ほかにございますか。

(なし)

加納議長

なければ、質疑を終わり、一括して討論を行います。

(なし)

加納議長

討論なしと認め、これから議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

10

[日程第10、議案第20号「土幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。](#)

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長

議案第20号 土幌町立学校設置条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例につきましては、平成30年度末をもって閉校いたします下居辺小学校、西上音更小学校及び新田小学校を廃止するために改正をしようとするものであります。

	<p>説明資料の21ページをお開きください。別表第1中、下居辺小学校、西上音更小学校及び新田小学校のそれぞれの項を削るものでございます。</p> <p>議案に戻っていただきまして、施行時期でございますけれども、平成31年4月1日からとするものであります。</p> <p>以上、議案第20号の説明といたします。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第20号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
1 1	<p>日程第11、議案第21号「土幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p>
柴 田 副 町 長	<p>議案第21号 土幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。</p> <p>この条例は、平成30年度からの乳幼児等医療費の全額現物給付化に伴い、改正するものであります。</p> <p>説明資料は22ページであります。まず、第2条第5項を削除とし、第3条2号中、児童福祉法の次に「(昭和22年法律第164号)」を加え、第8条の2の「又は現物給付で負担した一部負担金」を削り、償還払いのみとしたものであります。現物給付の規定につきましては、前条の第8条で規定をしているため、この条からは現物給付にかかわるものを削るものでございます。</p> <p>議案に戻っていただきまして、施行時期は医師会との協議、それから乳幼児カードの更新時期の関係上、平成30年8月1日からとするものであります。</p> <p>なお、附則の2で、施行日前に現物給付で負担した一部負担金の助成につきましては、従前の例とするものでございます。</p> <p>以上、議案第21号の説明とさせていただきます。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第21号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

		(異 議 な し)
1 2	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第12、議案第22号「土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第22号 土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この条例は、第7期介護保険事業計画による保険料及び介護保険法の改正により、改正をするものでございます。 説明資料は24ページであります。まず、第2条は保険料率でありまして、2条全てを改めるものであります。 第5号が基準額の介護保険料で、現行6万1,200円、月額で5,100円を1,000円引き上げ、月額6,100円の7万3,200円とするものであります。それ以外は、それぞれの基準額に率を掛けた金額であります。また、今まで9段階であったものを上位に3段階をふやし、保険料の全体の引き下げを行ったところであります。ふやした段階につきましては、第10号で基準額の1.8倍の13万1,760円、第11号が基準額の1.9倍の13万9,080円、第12号では基準額の2倍の14万6,200円であります。 それ以外の改正につきましては、引用条項の改正や文言の改正でございます。 議案に戻っていただきまして、施行時期でございますけれども、平成30年4月1日からとするものであります。 附則の2では、平成29年度までの介護保険料については、改正前の従前の例によるものとした規定でございます。 以上で議案第22号の説明とさせていただきます。
	加納議長	これから質疑を行います。 (な し)
	加納議長	質疑を終わり、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第22号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
1 3	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第13、議案第23号「土幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案」を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第23号 土幌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴い、改正をするものでございます。

説明資料は28ページでございます。これらの法律の改正及び政令の施行により、引用条項を改正をするものでありまして、第3条第2号の「第55条第1項又は第2項」を「第55条又は法第55条の2」に引用条項を改正するものであります。

議案に戻っていただきまして、施行時期につきましては平成30年4月1日からとするものであります。

以上で議案第23号の説明とさせていただきます。

加納議長 これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。

午後 2時15分 休憩

午後 2時25分 再開

加納議長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

14

[日程第14、議案第24号「土幌町国民健康保険病院事業条例の一部を改正する条例案」](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第24号 土幌町国民健康保険病院事業条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例は、国保病院の病床数について新病院改革プランについて検討してきた結果、療養病床の廃止及び一般病床数について50床に変更をしようとするものであります。

説明資料は29ページでございます。第2条第3項の一般病床40床、療養病床20床を一般病床50床に改めようとするものであります。

議案に戻っていただきまして、施行時期でございますけれども、これは保健所からの許可にかかわる期間、それと本町と同じ医療圏であります上土幌町への周知期間を鑑み、平成30年7月1日からとするものであります。

		以上、議案第24号の説明といたします。
	加納議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	加納議長	質疑を終わり、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第24号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 5		日程第15、議案第25号「土幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案」 を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第25号 土幌町地域活動支援センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、改正をしようとするものであります。 説明資料は30ページであります。ただいま説明いたしました法律の改正により、第1条の引用条項を第5条第27項に改めようとするものであります。 議案に戻っていただきまして、施行時期は平成30年4月1日からとするものであります。 以上、議案第25号の説明といたします。
	加納議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
	加納議長	質疑を終わり、討論を行います。 (な し)
	加納議長	討論なしと認め、これから議案第25号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (異 議 な し)
	加納議長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
1 6		日程第16、議案第26号「土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案」 を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。
	柴 田 副 町 長	議案第26号 土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案につきまして説明をいたします。 改正の理由につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設

備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に係る関係基準の改正により、土幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、土幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例及び土幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、以上3本の条例の一部を改正をしようとするものであります。

説明資料は38ページからでありますけれども、48ページをお開きください。第5節を追加いたしまして、共生型地域密着型サービスに関する基準を追加するものであり、49ページの第1号及び第2号にその基準が示されています。

50ページの第61条の20の3では、準用の基準についての規定であります。

55ページの利用定員であります。第67条第1項で共用型指定認知症対応型通所介護の利用定員を12人と引き上げております。

資料の67ページ、第119条第7項であります。指定認知症対応型共同生活介護事業者の身体的拘束等の適正化に係る規定を設けたところであり、同様に72ページ、第140条第6項では、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者と76ページの第159条第6項、指定地域密着型介護老人福祉施設、それと80ページの第184条第8項にもユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設につきましても同様に身体的拘束等の適正化についての規定を設けたところであります。

84ページの第193条ですが、従業員の員数等についての規定をしているものでございますけれども、この第7項は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に指定地域密着型特定施設などが併設されている施設の従業者数の規定でございますが、この併設される施設に介護医療院を追加をするものであります。

同条第8項から第10項までは、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における従業者の規定を追加をしたものでございます。

同様に、次のページの第194条第2項には管理者の規定を追加をしたものであります。

91ページから92ページまでの附則の第4条及び第5条では、療養病床を有する病院が転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設になるときの従業者の員数や設備の整備についての規定を追加をするものであります。

そのほかにつきましては、主に文言や引用条項の整備に係るものであります。

議案の58ページの第2条は、士幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正案であります。

説明資料は95ページから96ページ、第11条ですが、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の利用定員を12人に引き上げるものであります。

次に、108ページの第80条第3項、身体的拘束等の適正化に係る規定を追加をしてございます。

次のページの第85条第3項には緊急時の対応等のための協力医療機関に介護医療院を追加をしたところであります。

その他につきましては、文言や引用条項の改正であります。

次の議案の62ページの第3条は、士幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の改正であります。

説明資料は118ページです。ここの第33条で、指定介護予防支援の具体的取り扱い方針を規定する条でありまして、この第14号の2に利用者に係る心身や生活に係る情報の医師等への提供について規定を追加をしたものでございます。

119ページの第21号の2につきましても、介護予防サービス計画の医師等への交付についての規定を追加をするものでございます。

あとは、主に文言、それと引用条項の整備でございます。

施行時期でございますけれども、議案の64ページに戻っていただきまして、平成30年4月1日からとするものでございます。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。

加納議長 これから質疑を行います。

(なし)

加納議長 質疑を終わり、討論を行います。

(なし)

加納議長 討論なしと認め、これから議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

加納議長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

17

日程第17、議案第27号「士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。

柴田副町長 議案第27号 士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

		<p>この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により、改正をしようとするものでございます。</p> <p>説明資料は121ページであります。ただいま説明いたしました法律の改正によりまして、第15条第1項の第2号の引用条項を同条第11項に改めようとするものであります。</p> <p>議案に戻っていただきまして、施行時期でありますけれども、平成30年4月1日からとするものであります。</p> <p>以上、議案第27号の説明とします。</p>
18	加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第27号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	加納議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
	柴田副町長	<p>日程第18、議案第28号「土幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長。</p> <p>議案第28号 土幌町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして説明をいたします。</p> <p>この条例は、介護保険法施行規則の改正に伴い、改正をしようとするものであります。</p> <p>説明資料は122ページでございます。ただいま説明いたしました施行規則の改正により、第3条第3号の文言について記載のとおり改めるもので、内容につきましては主任介護支援専門員は5年ごとに主任介護支援専門員研修を修了した者ということで、中身につきましては改正前と変わりません。</p> <p>議案に戻っていただきまして、施行時期でありますけれども、公布の日からとするものであります。</p> <p>以上、議案第28号の説明といたします。</p>
	加納議長	<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
	加納議長	<p>質疑を終わり、討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
	加納議長	<p>討論なしと認め、これから議案第28号を採決します。</p>

<p>19・20 21・22 23・24 25・26</p>	<p>加納議長</p>	<p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第19、議案第29号「平成30年度土幌町一般会計予算」</p> <p>日程第20、議案第30号「平成30年度土幌町国民健康保険事業特別会計予算」</p> <p>日程第21、議案第31号「平成30年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計予算」</p> <p>日程第22、議案第32号「平成30年度土幌町介護保険事業特別会計予算」</p> <p>日程第23、議案第33号「平成30年度土幌町介護サービス事業特別会計予算」</p> <p>日程第24、議案第34号「平成30年度土幌町簡易水道事業特別会計予算」</p> <p>日程第25、議案第35号「平成30年度土幌町公共下水道事業特別会計予算」</p> <p>日程第26、議案第36号「平成30年度土幌町国民健康保険病院事業会計予算」</p> <p>以上8件を一括議題といたします。</p> <p>お諮りします。ただいま議題としている議案第29号から議案第36号までの各会計予算審査については、説明及び質疑を省略し、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、地方自治法第98条第1項の権限を同委員会に委任し、付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
	<p>加納議長</p>	<p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>ここで一旦本会議を休会し、休会中に予算審査特別委員会を開催して付託案件の審査をすることにしたいと思います。これに異議ありませんか。</p>
	<p>加納議長</p>	<p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、予算審査特別委員会が終了するまで休会することに決定しました。</p> <p>引き続きこの場において予算審査特別委員会を招集します。</p> <p>本日はこれにて散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2時44分)</p>